



金沢市公報

号外第7号

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
自転車等駐車場の指定管理者の指定について (交通政策課)	1
金沢卯辰山工芸工房の指定管理者の指定について (国際文化課)	3
金沢市民芸術村の指定管理者の指定について (")	3
金沢市牧山ガラス工房の指定管理者の指定について (")	3
金沢市おしがはら工房の指定管理者の指定について (")	3
金沢湯涌創作の森の指定管理者の指定について (")	4
金沢職人大学の指定管理者の指定について (商業振興課)	4
金沢市異業種研修会館の指定管理者の指定について (工業振興課)	4
石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定について (農林総務課)	4
金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者の指定について (福祉総務課)	5
金沢福祉用具情報プラザの指定管理者の指定について (")	5
金沢市福祉作業センターの指定管理者の指定について (長寿福祉課)	5
金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について (")	6
生きがい情報作業センターの指定管理者の指定について (")	6
金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者の指定について (障害福祉課)	6

金沢駅西広場の指定管理者の指定について (生活道路整備課)	7
旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者の指定について (緑と花の課)	7
金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者の指定について (再開発課)	7
教育委員会告示	
金沢市中村記念美術館の指定管理者の指定について (国際文化課)	8
金沢市民俗文化財展示館の指定管理者の指定について (")	8
金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者の指定について (")	8
金沢市立ふるさと偉人館の指定管理者の指定について (")	8
泉鏡花記念館の指定管理者の指定について (")	9
金沢湯涌夢二館の指定管理者の指定について (")	9
金沢蓄音器館の指定管理者の指定について (")	9
前田土佐守家資料館の指定管理者の指定について (")	9
室生犀星記念館の指定管理者の指定について (")	10
徳田秋聲記念館の指定管理者の指定について (")	10
地区公民館の指定管理者の指定について (生涯学習推進課)	10
松声庵の指定管理者の指定について (")	12

告 示

●金沢市告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第14条第2項の規定により、金沢市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成17年3月31日

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場	金沢市広坂1丁目9番16号	財団法人金沢まちづくり財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場			
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場			
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場			
金沢市営金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営本町2丁目自転車駐車場			
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場			
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場			
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場			
金沢市営森本駅西自転車駐車場			
金沢市営野町駅前自転車駐車場			
金沢市営馬替駅前自転車駐車場			
金沢市営額住宅駅前自転車駐車場			
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場			
金沢市営割出駅前自転車駐車場			
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場			
金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場			
金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場			
金沢市営四十万バス停前自転車駐車場			
金沢市営金石バス停前自転車駐車場			
金沢市営木越団地自転車駐車場			

金沢市菅矢木1丁目自転車 駐車場		
金沢市菅香林坊地下自転車 駐車場		
金沢市菅香林坊自転車駐車 場		
金沢市菅柿木畠自転車駐車 場		
金沢市菅片町広場自転車駐 車場		

●金沢市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）第17条第4項の規定により、金沢卯辰山工芸工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢卯辰山工芸工房	金沢市柿木畠1番1号	財団法人金沢芸術創造財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）第17条第4項の規定により、金沢市民芸術村の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市民芸術村	金沢市柿木畠1番1号	財団法人金沢芸術創造財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市牧山ガラス工房条例（平成11年条例第3号）第15条第4項の規定により、金沢市牧山ガラス工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市牧山ガラス工房	金沢市柿木畠1番1号	財団法人金沢芸術創造財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市おしがはら工房条例（平成12年条例第2号）第15条第4項の規定により、金沢市おしがはら工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市おしがはら工房	金沢市柿木畠1番1号	財団法人金沢芸術創造財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌創作の森条例（平成15年条例第2号）第18条第4項の規定により、金沢湯涌創作の森の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第19条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢湯涌創作の森	金沢市柿木畠1番1号	財団法人金沢芸術創造財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢職人大学校設置条例（平成8年条例第42号）第12条第4項の規定により、金沢職人大学校の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢職人大学校	金沢市大和町1番1号	社団法人金沢職人大学校	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市異業種研修会館条例（平成11年条例第4号）第14条第4項の規定により、金沢市異業種研修会館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市異業種研修会館	金沢市打木町東1400番地	安原工業団地協同組合	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）第8条第4項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第9条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県金沢食肉流通センター	金沢市才田町戊337番地	社団法人石川県金沢食肉公社	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市松ヶ枝福祉館条例（平成8年条例第6号）第12条第4項の規定により、金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市松ヶ枝福祉館	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢福祉用具情報プラザ条例（平成14年条例第7号）第12条第4項の規定により、金沢福祉用具情報プラザの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢福祉用具情報プラザ	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市福祉作業センター条例（昭和49年条例第45号）第11条第4項の規定により、金沢市福祉作業センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市福祉作業センター十一屋ことぶき作業場 金沢市福祉作業センター馬場ことぶき作業場	金沢市芳育2丁目3番28号	財団法人金沢市福祉サービス公社	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例（昭和54年条例第4号）第9条第4項の規定により、金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第10条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市小立野老人福祉センター	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで
金沢市粟崎老人福祉センター			
金沢市中村町老人憩の家			
金沢市木曳野老人憩の家			
金沢市小坂老人憩の家			
金沢市鞍月老人憩の家			
金沢市瓢箪老人憩の家			
金沢市安原老人憩の家			
金沢市森山老人憩の家			
金沢市馬場老人憩の家			
金沢市戸板老人憩の家			
金沢市二塚老人憩の家			
金沢市弥生老人憩の家			
金沢市浅野川老人憩の家			
金沢市崎浦老人憩の家			
金沢市松寺老人憩の家			
金沢市新神田老人憩の家			
金沢市浅野町老人憩の家			

●金沢市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市生きがい情報作業センター条例（平成10年条例第43号）第12条第2項の規定により、金沢市生きがい情報作業センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市小立野生きがい情報作業センター	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで
金沢市金石生きがい情報作業センター			
金沢市泉生きがい情報作業センター			

●金沢市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）第11条第4項の規定により、金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市十一屋町4番34号	社会福祉法人むつみ会	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）第12条第2項の規定により、金沢駅西広場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢駅西広場	金沢市北安江3丁目4番1号	株式会社ジェイアール西日本 金沢メンテック	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第5項の規定により、旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
旧高峰家・旧検事正官舎	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）第16条第2項の規定により、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢駅東駐車場 武蔵地下駐車場	金沢市彦三町2丁目5番27号	北陸名鉄開発株式会社	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）第14条第4項の規定により、金沢市立中村記念美術館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市立中村記念美術館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市民俗文化財展示館条例（昭和53年条例第2号）第10条第4項の規定により、金沢市民俗文化財展示館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第11条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市民俗文化財展示館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）第17条第4項の規定により、金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市立安江金箔工芸館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第12条第4項の規定により、金沢市立ふるさと偉人館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市立ふるさと偉人館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）第12条第4項の規定により、泉鏡花記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
泉鏡花記念館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）第12条第4項の規定により、金沢湯涌夢二館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢湯涌夢二館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）第12条第4項の規定により、金沢蓄音器館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢蓄音器館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）第12条第4項の規定により、前田土佐守家資料館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
前田土佐守家資料館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第12条第4項の規定により、室生犀星記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
室生犀星記念館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第13条第4項の規定により、徳田秋聲記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第14条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
徳田秋聲記念館	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

●金沢市教育委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第14条第4項の規定により、地区公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市野町公民館	金沢市野町3丁目1番15号	金沢市野町公民館振興協力会	
金沢市弥生公民館	金沢市弥生1丁目29番13号	金沢市弥生公民館振興協力会	
金沢市中村町公民館	金沢市中村町10番35号	金沢市中村町公民館振興協力会	
金沢市城南公民館	金沢市若草町22番12号	金沢市城南公民館振興協力会	
金沢市新竪町公民館	金沢市鱒町62番地	金沢市新竪町公民館振興協力会	
金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	金沢市菊川町公民館振興協力会	
金沢市材木公民館	金沢市材木町13番11号	金沢市材木公民館振興協力会	
金沢市味噌蔵町公民館	金沢市兼六元町7番19号	金沢市味噌蔵町公民館振興協力会	
金沢市長町公民館	金沢市長町2丁目2番16号	金沢市長町公民館振興協力会	
金沢市松ヶ枝公民館	金沢市高岡町7番23号	金沢市松ヶ枝公民館振興協力会	
金沢市長土堀公民館	金沢市長町3丁目11番17号	金沢市長土堀公民館振興協力会	

金沢市芳齋公民館	金沢市芳齋2丁目3番29号	金沢市芳齋公民館振興協力会
金沢市此花町公民館	金沢市此花町2番7号	金沢市此花町公民館振興協力会
金沢市瓢箪町公民館	金沢市彦三町2丁目10番5号	金沢市瓢箪町公民館振興協力会
金沢市馬場公民館	金沢市東山3丁目9番35号	金沢市馬場公民館振興協力会
金沢市浅野町公民館	金沢市乙丸町甲161番地	金沢市浅野町公民館振興協力会
金沢市森山公民館	金沢市森山2丁目11番13号	金沢市森山公民館振興協力会
金沢市小坂公民館	金沢市小坂町北312番地	金沢市小坂公民館振興協力会
金沢市千坂公民館	金沢市千木1丁目119番地	金沢市千坂公民館振興協力会
金沢市夕日寺公民館	金沢市東長江町コ26番地	金沢市夕日寺公民館振興協力会
金沢市森本公民館	金沢市南森本町チ103番地1	金沢市森本公民館振興協力会
金沢市湖南公民館	金沢市八田町東567番地	金沢市湖南公民館振興協力会
金沢市花園公民館	金沢市今町チ41番地	金沢市花園公民館振興協力会
金沢市旭日公民館	金沢市加賀朝日町二123番地	金沢市旭日公民館振興協力会
金沢市薬師谷公民館	金沢市不動寺町イ34番地1	金沢市薬師谷公民館振興協力会
金沢市三谷公民館	金沢市宮野町水79番地	金沢市三谷公民館振興協力会
金沢市諸江公民館	金沢市諸江町29番1号	金沢市諸江公民館振興協力会
金沢市松寺公民館	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺公民館振興協力会
金沢市大浦公民館	金沢市大浦町ヲ7番地	金沢市大浦公民館振興協力会
金沢市浅野川公民館	金沢市大河端町西92番地1	金沢市浅野川公民館振興協力会
金沢市鞍月公民館	金沢市南新保町口133番地2	金沢市鞍月公民館振興協力会
金沢市粟崎公民館	金沢市粟崎町1丁目3番地	金沢市粟崎公民館振興協力会
金沢市長田町公民館	金沢市長田1丁目5番50号	金沢市長田町公民館振興協力会
金沢市大野町公民館	金沢市大野町1丁目8番地5	金沢市大野町公民館振興協力会
金沢市金石町公民館	金沢市金石西4丁目5番30号	金沢市金石町公民館振興協力会
金沢市大徳公民館	金沢市畝田西1丁目201番地1	金沢市大徳公民館振興協力会
金沢市戸板公民館	金沢市二口町二24番地5	金沢市戸板公民館振興協力会
金沢市西公民館	金沢市西念2丁目34番9号	金沢市西公民館振興協力会
金沢市二塚公民館	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚公民館振興協力会
金沢市安原公民館	金沢市安原中央土地区画整理事業地22街区1番地	金沢市安原公民館振興協力会
金沢市押野公民館	金沢市八日市2丁目464番地	金沢市押野公民館振興協力会
金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地	金沢市西南部公民館振興協力会
金沢市三和公民館	金沢市上荒屋4丁目82番地	金沢市三和公民館振興協力会
金沢市米丸公民館	金沢市間明町2丁目346番地	金沢市米丸公民館振興協力会
金沢市新神田公民館	金沢市新神田1丁目1番18号	金沢市新神田公民館振興協力会
金沢市三馬公民館	金沢市久安6丁目59番地1	金沢市三馬公民館振興協力会
金沢市米泉公民館	金沢市米泉町8丁目126番地	金沢市米泉公民館振興協力会
金沢市富樫公民館	金沢市山科1丁目6番8号	金沢市富樫公民館振興協力会
金沢市伏見台公民館	金沢市窪5丁目675番地	金沢市伏見台公民館振興協力会
金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1	金沢市額公民館振興協力会
金沢市扇台公民館	金沢市馬替1丁目29番地1	金沢市扇台公民館振興協力会
金沢市小立野公民館	金沢市小立野4丁目7番51号	金沢市小立野公民館振興協力会
金沢市崎浦公民館	金沢市小立野2丁目41番36号	金沢市崎浦公民館振興協力会
金沢市内川公民館	金沢市三小牛町20の1番地10	金沢市内川公民館振興協力会
金沢市犀川公民館	金沢市末町6の9番地	金沢市犀川公民館振興協力会
金沢市湯涌公民館	金沢市芝原町イ59番地	金沢市湯涌公民館振興協力会

平成17年4月1日から
平成22年3月31日まで

金沢市東浅川公民館	金沢市袋板屋町イ25番地 1	金沢市東浅川公民館振興協力会
金沢市田上公民館	金沢市田上第5土地区画整理 事業地14街区4番地	金沢市田上公民館振興協力会
金沢市俵公民館	金沢市俵町ツ63番地 2	金沢市俵公民館振興協力会
金沢市医王山公民館	金沢市二俣町6の14番地 9	金沢市医王山公民館振興協力会

●金沢市教育委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市長町研修館条例（昭和63年条例第2号）第16条第4項の規定により、松声庵の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
松声庵	金沢市広坂1丁目1番1号	財団法人金沢文化振興財団	平成17年4月1日から 平成22年3月31日まで

平成17年(2005年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
	定価 100円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地